

公平委員会の仕事

公平委員会は、地方公務員の労働基本権制限の代償措置の一つとして設置が義務付けられています。高砂市公平委員会は委員 3 名で構成されており、法令により定められた権限に基づき事務を処理します。主なものを以下に挙げます。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、その他必要な措置をとる。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決を行う。
- ・ 職員の苦情を処理する。
- ・ 職員団体の登録等を行う。
- ・ 管理職員の範囲を定める。
- ・ 再就職者から依頼等を受けた場合の届け出の受理等を行う。

1 勤務条件に関する措置要求

職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関して当局が適当な措置を執るよう、公平委員会に要求できる制度です。公平委員会は、措置要求があった場合、その内容を審査し、判定を行い、公平委員会の権限に属する事項については自ら実行し、当局の権限に属する事項については、適切な措置をするよう勧告を行うこととなっています。また、当事者間の自主的な解決をあっせんすることもあります。

① 措置要求の要件

一般職の職員であれば常勤・非常勤を問わず、臨時的任用職員や条件付き採用期間中の職員も含まれます。但し、企業職員や単純労務職員、特別職の職員は措置要求することはできません。

給与(手当含)、勤務時間などの勤務条件であれば措置要求の対象になります。組織に関する事項、行政の企画立案及び執行に関する事項、職員定数や配置に関する事項等、勤務条件ではない事項は対象になりません。

○措置要求ができる事項

給与、旅費、勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関する事項

昇任、降任、転任、懲戒等の基準に関する事項

健康・安全に関する事項

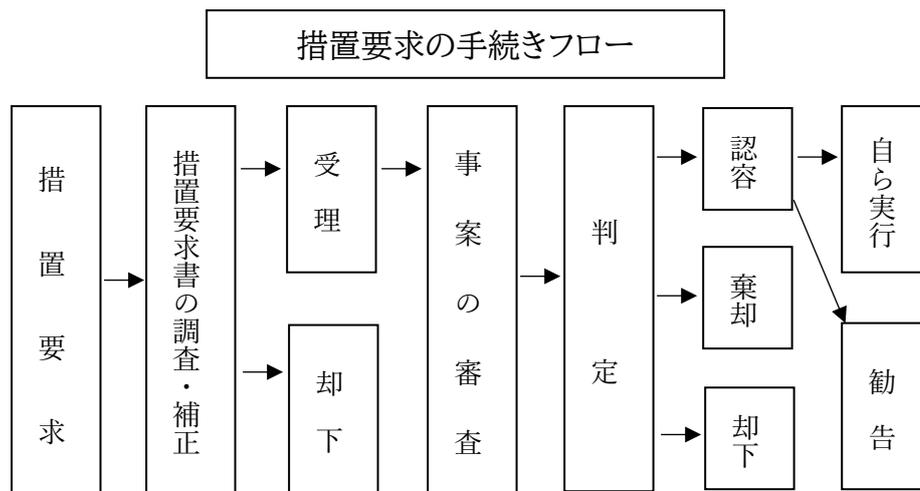
執務環境、福利厚生に関する事項

② 措置要求の方法

措置の要求は書面(措置要求書)をもって行います。措置要求書には措置の要求をしようとする職員の職及び所属並びに氏名、要求すべき措置、措置要求の理由、すでに当局と交渉を行った場合はその交渉経過の概要を記載します。

措置要求書が提出されたときは、公平委員会はその要求すべき措置について、必要に応

じて調査をします。審査を終了した場合は速やかに判定を行い、通知します。



2 不利益処分に関する審査請求

職員は、その意に反して懲戒その他の不利益処分を受けた場合には、公平委員会に審査請求をすることができます。公平委員会はその処分の違法性、不当性を審査して裁決を行い、必要な場合は処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための措置を処分者に指示します。

① 審査請求の要件

一般職の職員であれば常勤・非常勤を問いません。但し、企業職員や単純労務職員、特別職及び臨時的任用職員や条件付き採用期間中の職員は措置要求することはできません。退職した職員は退職処分に限り審査請求をすることができます。

なお、職員の意に反しない又は同意の下に行われる処分は該当しません。

○審査請求の対象となる不利益処分

「職員の意に反する不利益処分」であることが前提(意に反しない処分は対象外)

懲戒処分 免職、停職、減給、戒告

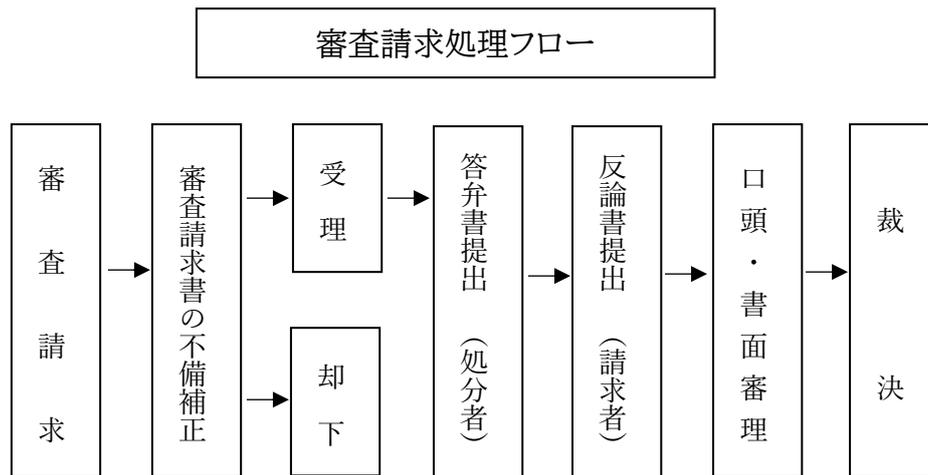
分限処分 免職、休職、降任、降給

任命権者が職員に対して行ったその他のその意に反すると認める不利益処分

職員がその意に反して受けたと思う不利益処分

② 審査請求の期間及び方法

処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、審査請求書に処分説明書を添付して公平委員会に提出します。審査請求書には、処分を受けた者の氏名・住所・生年月日、処分を受けた当時の職及び所属、処分者の職氏名、処分の内容及び処分を受けた年月日、処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨理由、口頭審理請求の有無と公開非公開の別、処分説明書の交付を受けた年月日及び審査請求日を記載します。なお、処分があったことを知らなくても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。



3 苦情相談

職員が意欲をもって、安心して職務に専念できるように、公平委員会では職員の苦情相談に関する規則を定め、職員からの苦情相談に応じています。職員から勤務条件等に関する相談が公平委員会にあった場合、まず公平委員会事務局の職員が相談に応じ、制度の説明や助言を行います。また、公平委員会の指揮監督の下に、相談者の同意を前提として、相談内容の伝達やあっせん等の必要な措置をおこないます。

① 苦情相談の要件

一般職の職員であれば常勤・非常勤を問わず、臨時的任用職員や条件付き採用期間中の職員も含みます。但し、企業職員や単純労務職員、特別職の職員はこの制度の対象ではありません。なお、相談は職員本人からのものに限ります。

② 苦情相談の方法

職員は文書又は口頭で公平委員会に苦情相談を行うことができます。相談にあたっては所属、職氏名、連絡先を示してください。

まず公平委員会事務局職員が相談を受け、関係する制度の説明や助言を行います。内容によっては相談者本人の了解のもとに関係当局に事実関係について調査を行い、指導あっせんを行います。匿名や具体的な内容のない相談については対応しておりません。

職員の苦情相談に関する規則には、秘密の保持や不利益取扱いの規定があり、相談者の保護を定めています。相談を受けた場合、公平委員会としましては相談者本人の意に反して委員会以外の組織に相談者個人や相談内容を示すことはありません。